

第 9 章 参考資料

第 1 節	残留農薬検査結果	371
第 1	輸入畜水産物の残留農薬検査結果	371
第 2	国内産農産物等の残留農薬検査結果	373
第 2 節	防ばい剤検査結果	377
第 3 節	食品中に残留する動物用医薬品の検査結果	380

第9章 参考資料

第1節 残留農薬検査結果

都内に流通する農畜水産物等の安全確保のため、残留農薬検査を行っている。平成17年度の輸入畜水産物の残留農薬検査結果及び国産農産物等の検査結果は以下のとおりである。なお、輸入農産物の検査結果については、第2章第4節「輸入食品対策」に示したとおりである。

第1 輸入畜水産物の残留農薬検査結果

- | | |
|---|--|
| <p>1 実施期間
平成17年4月から平成18年3月まで</p> <p>2 実施機関
健康安全研究センター</p> <p>3 検査機関
健康安全研究センター</p> <p>4 検査対象農薬（表9-1-1）
食品衛生法で定められた残留農薬基準等や使用状況等を勘案し、7種類の農薬について検査した。ただし、</p> | <p>牛肉1検体（オーストラリア産）は、エンドスルファン（有機塩素系殺虫剤）を検査した。</p> <p>5 検査対象品目（表9-1-2）
魚介類56品目、食肉71品目の計127品目について検査した。</p> <p>6 検査結果（表9-1-3及び表9-1-4）
22品目から4種類の農薬を検出した。検出した農薬及び品名は、表9-1-3及び表9-1-4のとおりであった。なお、違反はなかった。</p> |
|---|--|

表9-1-1 検査対象農薬

分類	用途	農薬名
有機塩素系農薬 (6種)※	殺虫剤 (5種)	ディルドリン（アルドリンを含む）、ヘプタクロル（ヘプタクロルエポキシサイドを含む）、総BHC、総DDT、総クロルデン
	殺菌剤 (1種)	HCB
有機リン系農薬 (1種)	殺虫剤 (1種)	クロルピリホス

※ 牛肉1検体については、エンドスルファンの検査を実施

表9-1-2 検査対象品目

分類	品目	
魚介類 (冷凍食品、凍結食品を含む) (56品目)	海水魚 (海産動物を含む)	サバ(1)、スケツウダラ(1)、ベニサケ(1)、ベニサケ(切身)(1)、ベニサケ(ドレス)(1)、キングサーモン(1)、ブラックタイガー(1)、その他のエビ(2)
	淡水魚	活鰻(30)、ウナギ加工品(11)、冷凍アユ(1)
	その他	イワシ開き(1)、塩タラコ(1)、ハマグリ(ボイル)(1)、ハゼ開き(1)、ホキフライ(1)
食肉類 (71品目)	牛	冷凍肉(8)、冷蔵肉(10)
	豚	冷凍肉(21)、冷蔵肉(5)
	その他の畜肉	冷凍シカ肉(1)、冷凍ウサギ肉(1)
	食鳥肉	冷凍鶏肉(18)、冷蔵ウズラ肉(1)、冷蔵ホロホロ鳥肉(1)、冷蔵鴨肉(4)、冷蔵ハト肉(1)

表 9-1-3 農薬別残留農薬検査結果

分類	検査項目名	品名	検出数	検出値 (ppm)	食品衛生法に基づく 残留農薬基準等
合計			27	—	
有機塩素系	総BHC	活鰻	2	0.02、0.02	
		ウナギ加工品	1	0.04	
	総DDT	アユ	1	0.006	
		ベニサケ	1	0.05	
		ベニサケ (切身)	1	0.09	
		ベニサケ (ドレス)	1	0.05	
		キングサーモン (切身)	1	0.04	
		活鰻	9	0.02、0.02、0.03 0.03、0.03、0.03 0.03、0.04、0.05	
		ウナギ加工品	5	0.02、0.03、0.03 0.05、0.05	
	冷凍牛肉	1	0.02	脂肪中 5ppm	
	総クロルデン	ベニサケ	1	0.02	
		ベニサケ (切身)	1	0.03	
		塩タラコ	1	0.002	
	ディルドリン (アルドリンを含む)	冷蔵牛肉	1	0.02	脂肪中 0.2ppm

表 9-1-4 品目別残留農薬検査結果

種別	品名	国名	検査項目名	検出値 (ppm)
魚介類 (冷凍食品、凍結食品含む)	アユ	中華人民共和国	総 DDT	0.006
	ベニサケ	アメリカ	総 DDT	0.05
			総クロルデン	0.02
	ベニサケ (切身)	中華人民共和国	総 DDT	0.09
			総クロルデン	0.03
	ベニサケ (ドレス)	アメリカ	総 DDT	0.05
	キングサーモン (切身)	チリ	総 DDT	0.04
	活鰻	中華人民共和国	総 DDT	0.02
	活鰻	中華人民共和国	総 DDT	0.02
	活鰻	中華人民共和国	総 DDT	0.03
	活鰻	中華人民共和国	総 DDT	0.03
	活鰻	中華人民共和国	総 DDT	0.03
	活鰻	中華人民共和国	総 DDT	0.03
	活鰻	台湾	総 DDT	0.03
	活鰻	中華人民共和国	総 BHC	0.02
			総 DDT	0.04
	活鰻	中華人民共和国	総 BHC	0.02
			総 DDT	0.05
	ウナギ加工品	中華人民共和国	総 BHC	0.04
	ウナギ加工品	中華人民共和国	総 DDT	0.02
	ウナギ加工品	中華人民共和国	総 DDT	0.03
ウナギ加工品	中華人民共和国	総 DDT	0.03	
ウナギ加工品	中華人民共和国	総 DDT	0.05	
ウナギ加工品	中華人民共和国	総 DDT	0.05	
塩タラコ	中華人民共和国	クロルデン	0.002	
食肉類	冷蔵牛肉	オーストラリア	総 DDT	0.02
		ディルドリン (アルドリンを含む)	0.02	

第2 国内産農産物等の残留農薬検査結果

1 実施期間

平成17年4月から平成18年3月まで

2 実施機関

健康安全研究センター、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所

3 検査機関

健康安全研究センター、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所

4 検査対象農薬 (表9-1-5)

食品衛生法で定められた残留農薬基準や使用状況等を勘案し、129種類の農薬から、検体の種類に応じて選

択し、検査した。

5 検査対象品目 (表9-1-6)

野菜、果実、米、魚介類、食肉、乳、加工食品等 91種類 403品目について検査した。

6 検査結果 (表9-1-7及び表9-1-8)

28種類 58品目から 34種類の農薬を検出した。検出した農薬及び品名は、表9-1-7及び表9-1-8のとおりであった。なお、違反となった検体はなかった。

表9-1-5 検査対象農薬

分類	用途	農薬名
有機塩素系	殺虫剤 (18種)	BHC (α、β、γ、θ体)、DDT (pp', DDE, DDD, op' 体)、アルドリリン、ディルドリン、エンドスルファン (I, II)、エンドスルファンスルフェート、エンドリン、オキシクロルデン、クロルデン (t, c 体)、クロルベンジレート、ジコホール、テフルトリン、ノナクロル (t, c 体)、ハルフェンブロックス、フェンプロパトリン、ヘプタクロル、ヘプタクロルエポキシサイド、メトキシクロル
	殺菌剤 (8種)	イプロジオン、カプタホール、キントゼン、キャプタン、クロロタロニル、ビンクロゾリン、ヘキサクロロベンゼン、プロシミドン
	除草剤 (4種)	アラクロール、クロルニトロファン、トリフルラリン、ニトロフェン
有機リン系	殺虫剤 (42種)	アセフェート、EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、エチオン、エトプロホス、エトリムホス、カズサホス、キナルホス、クロルピリホス、クロルピリホスメチル、クロルフェンビンホス、サリチオン、シアノフェンホス、シアノホス (CYAP)、ジクロフェンチオン (ECP)、ジクロロポス (DDVP)、ジスルフォトン (エチルチオメトン)、ジメチルビンホス、ジメトエート、ダイアジノン、チオメトン、テルブホス、トリアゾホス、トリクロロフォン、バミドチオン、パラチオン、パラチオンメチル、ピラクロホス、ピリミホスメチル、フェニトロチオン (MEP)、フェンチオン (MPP)、フェントエート (PAP)、プロチオホス、ホサロン、ホスチアゼート、ホスメット、メタミドホス、メチダチオン (DMTP)、マラチオン、トリクロロホン (DEP)、バミドチオン
	殺菌剤 (4種)	イプロベンホス、エディフェンホス (EDDP)、トルクロホスメチル、イプロベンホス (IBP)
	除草剤 (1種)	ブタミホス
カーバメート系	殺虫剤 (11種)	アルジカルブ、イソプロカルブ、エチオフェンカルブ、オキサミル、カルバリル (NAC)、チオジカルブ、ピリミカルブ、フェノブカルブ、ペンダイオカルブ、メソミル、メチオカルブ
	殺菌剤 (1種)	ジエトフェンカルブ
	除草剤 (3種)	カルボフラン、クロルプロファミン、チオベンカルブ
その他	殺虫剤 (15種)	アクリナトリン、クロルベンジレート、シハロトリン、シフルトリン、シペルメトリン、テプフェンピラド、デルタメトリン、トラロメトリン、ピフェントリン、ピリプロキシフェン、フェンバレレート、フルシトリネート、フルバリネート、ペルメトリンテプフェンピラド、ペルメトリン
	殺菌剤 (7種)	クレソキシムメチル、ジクロフルアニド、ヒ素、フェナリモル、フルトラニル、ピテルタノール、メプロニル
	除草剤 (12種)	アトラジン、エスプロカルブ、オキサジアゾン、シマジン (CAT)、トリフルラリン、プレチラクロール、プロピザミド、ナプロパミド、ペンディメタリン、メトラクロール、メフェナセツト、レナシル
	植物成長調整剤 (2種)	イソプロチオラン、パクロブトラゾール
	その他 (1種)	総臭素

表 9-1-6 検査対象品目

分類		種類数	品目数	種類【()内は品目数】
合計		91	403	—
青果物	生鮮野菜	33	133	アオシソ(1)、オカヒジキ(1)、オクラ(1)、カイワレダイコン(1)、カブ根(4)、カブ葉(4)、キャベツ(8)、キュウリ(23)、クウシンサイ(1)、グリーンカール(1)、コマツナ(5)、サニーレタス(3)、シュンギク(1)、シヨクヨウギク(2)、スナックエンドウ(1)、ダイコン(4)、チンゲンサイ(1)、トマト(12)、ナス(9)、ニガウリ(1)、ニンジン(2)、ネギ(1)、ノラボウ(1)、ハクサイ(3)、パセリ(1)、パレイショ(7)、ピーマン(7)、ホウレンソウ(6)、ミズナ(5)、ミニトマト(3)、レタス(10)、レンコン(1)、ロメインレタス(2)
	生鮮果実	9	43	イチゴ(5)、カキ(1)、ナシ(11)、ブドウ(6)、ミカン(2)、メロン(6)、モモ(4)、リンゴ(7)、レモン(1)
	種実類	1	1	クリ(1)
米	米(玄米)	1	26	米(26)
魚介類	海水魚類 (水産動物含む)	18	30	アイナメ(1)、アンコウ(1)、イシガレイ(1)、キンメダイ(1)、クロムツ(1)、サワラ(1)、シログチ(1)、スズキ(13)、タカベ(1)、タチウオ(1)、ボタンエビ(1)、マイワシ(1)、マダイ(1)、マトウダイ(1)、マボヤ(1)、メジナ(1)、メダイ(1)、ヤナギガレイ(1)
	淡水魚類	8	18	アマゴ(養殖)(2)、アユ(養殖)(3)、イワナ(養殖)(3)、ウナギ(養殖)(2)、コイ(養殖)(1)、ドジョウ(2)、ニジマス(養殖)(2)、ヤマメ(養殖)(3)
	貝類	5	9	アサリ(5)、イワガキ(1)、ウバガイ(1)、マガキ(1)、ムラサキガイ(1)
肉類	牛	3	30	牛肉(10)、牛肝臓(10)、牛腎臓(10)
	豚	4	32	豚肉(11)、豚肝臓(10)、豚腎臓(10)、豚心臓(1)
	鶏	1	11	鶏肉(11)
乳類		1	20	生乳(20)
加工食品等		7	50	乾燥果実(5)、麦芽(3)、茶(7)、果実飲料(8)、粉末清涼飲料(4)、殺菌液卵(5)、ベビーフード(18)

表 9-1-7 農薬別残留農薬検査結果

分類	農薬名	食品名	検出数	検出範囲	食品衛生法に基づく 残留農薬基準※
有機塩素系農薬	総DDT	半醗酵茶	1	0.06	
	c-クロルデン	スズキ	7	0.001	
		タチウオ	1	0.001	
	e-ノナクロル	スズキ	1	0.001	
		t-ノナクロル	スズキ	6	0.001
	イプロジオン	タチウオ	1	0.001	
		キュウリ	1	0.02	5.0ppm
		トマト	1	0.10	5.0ppm
		ミニトマト	1	0.48	5.0ppm
	エンドルスルファンII	イチゴ	1	0.01	
	エンドルスルファンスルフェート	イチゴ	1	0.01	
	キャプタン	キュウリ	2	0.15~0.06	5.0ppm
		ミニトマト	1	0.05	5.0ppm
	クロロタロニル	キュウリ	3	0.07~0.01	5ppm
		ピーマン	1	0.001	7ppm
	ジコホール	半醗酵茶	1	1.1	
	フェンプロパトリン	ナシ	4	0.06~0.1	5ppm
		ブドウ	1	0.07	5ppm
		リンゴ	1	0.04	5ppm
	プロシミドン	キャベツ	1	0.01	2ppm
キュウリ		2	0.09~0.08	5ppm	
イチゴ		1	0.15	10ppm	
メロン		1	0.04	3ppm	
有機リン系農薬	アセフェート	ミズナ	1	0.08	5.0ppm
		レタス	2	0.11~0.01	5.0ppm
		ブドウ	1	0.04	5.0ppm
	エチオン	乾燥果実(金柑)	1	0.08	
	クロルピリホス	リンゴ	1	0.02	1.0ppm
		乾燥果実(金柑)	1	0.02	
	ジクロルボス	ショクヨウギク	1	0.05	0.1ppm
	トリクロホスメチル	バレイショ	1	0.09	
		レタス	1	0.03	
	フェニトロチオン	ノラボウ	1	0.03	0.2ppm
		米(玄米)	1	0.01	0.2ppm
	フェンチオン	乾燥果実(金柑)	1	0.02	
	メタミドホス	ミズナ	1	0.05	
		レタス	1	0.02	1.0ppm
メチダチオン	レモン	1	0.02		
	粉末清涼飲料	1	0.02		
その他の農薬	アクリナトリン	ナシ	1	0.01	0.5ppm
	オキサミル	ロメインレタス	1	0.07	0.50ppm
	クレソキシムメチル	ナシ	1	0.43	5ppm
	シハロトリン	トマト	1	0.02	0.5ppm
	シペルメトリン	アオシソ	1	3.46	5.0ppm
		ナシ	2	0.42~0.01	2.0ppm
	テブフェンピラド	ナシ	1	0.03	0.5ppm
	デルメタトリン	ナシ	1	0.02	0.2ppm
	フェノブカルブ	米(玄米)	1	0.04	1.0ppm
	フェンバレレート	ハクサイ	1	0.47	3.0ppm
		レタス	3	0.41~0.07	2.0ppm
		ナシ	1	0.07	2.0ppm
		半醗酵茶	1	0.04	
	フルトラニル	ネギ	1	0.02	2.0ppm
	ペルメトリン	ミニトマト	1	0.22	1.0ppm
		半醗酵茶	1	0.10	
	メソミル	サニーレタス	1	0.75	
総臭素	ドライイチジク	2	14~9		
合 計			80	—	—

※平成18年3月31日現在

注) クロルデン及びノナクロルについては、t体及びc体それぞれ検査を行った。

表 9-1-8 食品別残留農薬検査結果

種別	食品名	産地	検出農薬	検出値 (ppm)	種別	食品名	産地	検出農薬	検出値 (ppm)
生鮮野菜	アオシソ	茨城	シペルメトリン	3.46	海水魚類 (水産動物含む)	スズキ	東京	c-クロルデン	0.001
	キャベツ	群馬	プロシミドン	0.01			t-ノナクロ	0.001	
	キュウリ	福島	キャプタン	0.15		スズキ	東京	c-クロルデン	0.001
			クロタロニル	0.07			t-ノナクロ	0.001	
	キュウリ	埼玉	プロシミドン	0.09		スズキ	東京	c-クロルデン	0.001
	キュウリ	埼玉	キャプタン	0.06		スズキ	東京	c-クロルデン	0.001
	キュウリ	埼玉	クロタロニル	0.01			t-ノナクロ	0.001	
	キュウリ	東京	イプロジオン	0.02		スズキ	東京	c-クロルデン	0.001
	キュウリ	千葉	プロシミドン	0.08			t-ノナクロ	0.001	
	キュウリ	不明	クロタロニル	0.07		スズキ	東京	c-クロルデン	0.001
	サニーレタス	東京	メソミル	0.75			t-ノナクロ	0.001	
	ショクヨウキク	山形	ジクロルボス	0.05		スズキ	東京	c-クロルデン	0.001
	トマト	愛知	イプロジオン	0.10			t-ノナクロ	0.001	
	トマト	熊本	シハロトリン	0.02			c-ノナクロ	0.001	
	ネギ	茨城	フルトラニル	0.02	タチウオ	千葉	c-クロルデン	0.001	
	ノラボウ	東京	フェニトロチオン	0.03		t-ノナクロ	0.001		
	ハクサイ	群馬	フェンバレレート	0.47	加工食品等	ドライイチジク	-	総臭素	9
	バレイショ	静岡	トリクロホスメチル	0.09		ドライイチジク	-	総臭素	14
	ピーマン	茨城	クロタロニル	0.03		乾燥果実(金柑)	-	フェンチオン	0.02
	ミズナ	東京	メタミドホス	0.05				エチオン	0.08
			アセフェート	0.08				クロルピリホス	0.02
	ミニトマト	東京	ペルメトリン	0.22		半醗酵茶	-	総DDT	0.06
	ミニトマト	千葉	イプロジオン	0.48				ジコホール	1.1
	ミニトマト	熊本	キャプタン	0.05				ペルメトリン	0.10
	レタス	群馬	フェンバレレート	0.07				フェンバレレート	0.40
	レタス	茨城	フェンバレレート	0.41		粉末清涼飲料	-	メチダチオン	0.02
	レタス	長野	フェンバレレート	0.09					
	レタス	長野	メタミドホス	0.02					
			アセフェート	0.11					
	レタス	長野	トリクロホスメチル	0.03					
	レタス	長野	アセフェート	0.01					
	ロメインレタス	東京	オキサミル	0.07					
生鮮果実	イチゴ	福岡	エンドスルファンⅠ	0.01					
			エンドスルファンⅡ	0.01					
			プロシミドン	0.15					
	ナシ	福島	クレソキシムメチル	0.43					
			フェンプロパトリン	0.08					
	ナシ	福島	シペルメトリン	0.01					
	ナシ	栃木	テブフェンピラド	0.03					
	ナシ	埼玉	フェンプロパトリン	0.06					
			フェンバレレート	0.07					
	ナシ	埼玉	フェンプロパトリン	0.07					
	ナシ	埼玉	アクリナトリン	0.01					
			デルメタトリン	0.02					
	ナシ	千葉	フェンプロパトリン	0.10					
	ナシ	佐賀	シペルメトリン	0.42					
	ブドウ	山梨	アセフェート	0.04					
	ブドウ	山梨	フェンプロパトリン	0.07					
	メロン	茨城	プロシミドン	0.04					
	リンゴ	青森	フェンプロパトリン	0.04					
	リンゴ	長野	クロルピリホス	0.02					
	レモン	広島	メチダチオン	0.02					
米(玄米)	秋田	フェニトロチオン	0.01						
	福井	フェノブカルブ	0.04						

第2節 防ばい剤検査結果

輸入かんきつ類等には、輸送・貯蔵中のカビ発生を防止するため、防ばい剤が使用されていることがある。食品衛生法では、かんきつ類とバナナに防ばい剤の使用が認められており、表示が義務付けられている。

東京都では従来より都内に流通する輸入かんきつ類等について、安全確保のため検査を行っている。平成17年度の検査結果は以下のとおりである。

1 実施期間

平成17年4月から平成18年3月まで

2 実施機関

健康安全研究センター及び市場衛生検査所

3 検査機関

健康安全研究センター及び市場衛生検査所

4 検査対象品目（表9-2-1）

かんきつ類7種類103品目、バナナ24品目、加工品19品目、容器類7品目について検査した。

5 検査結果（表9-2-1及び表9-2-2）

8種類80品目から3種類の防ばい剤を検出した（表9-2-1）。検出した防ばい剤及び品名の内訳は、表9-2-2のとおりであった。

なお、違反となった検体はなかった。

表9-2-1 防ばい剤検査結果

分類	原産国	イマザリル		オルトフェニル フェノール		ジフェニル		チアベンダゾール		
		検体数	検出数	検体数	検出数	検体数	検出数	検体数	検出数	
かんきつ類	オレンジ (全果)	アメリカ	15	15	15	0	15	0	15	10
		オーストラリア	2	2	2	0	2	0	2	2
		チリ	1	1	1	0	1	0	1	1
		南アフリカ	2	2	2	0	2	0	2	0
	オレンジ (果肉)	アメリカ	9	3	2	0	2	0	2	0
		オーストラリア	1	0	1	0	1	0	1	0
		チリ	1	1	-	-	-	-	-	-
		南アフリカ	2	0	2	0	2	0	2	0
	グレープフルーツ (全果)	アメリカ	12	12	12	2	12	0	12	10
		南アフリカ	8	7	8	0	8	0	8	1
	グレープフルーツ (果肉)	アメリカ	6	0	3	0	3	0	3	0
		南アフリカ	7	2	4	0	4	0	4	0
	クレメンタイン (全果)	チリ	1	1	1	0	1	0	1	0
	クレメンタイン (果肉)	チリ	1	0	1	0	1	0	1	0
	スウィーティー(全果)	イスラエル	4	4	4	0	4	0	4	4
	スウィーティー(果肉)	イスラエル	4	2	2	0	2	0	2	1
	ミカン (全果)	日本	1	0	1	0	1	0	1	0
	ライム (全果)	メキシコ	1	1	1	0	1	0	1	0
	ライム (果肉)	メキシコ	1	1	-	-	-	-	-	-
	レモン (全果)	アメリカ	14	13	12	0	12	0	12	7
アルゼンチン		1	1	1	0	1	0	1	0	
チリ		1	1	1	0	1	0	1	0	
南アフリカ		1	1	1	0	1	0	1	0	
日本		1	0	1	0	1	0	1	0	
レモン (果肉)	アメリカ	5	3	-	-	-	-	-	-	
	南アフリカ	1	1	-	-	-	-	-	-	
小 計		103	74	78	2	78	0	78	36	
バナナ	バナナ (全果)	エクアドル	4	0	4	0	4	0	4	0
		フィリピン	6	0	6	0	6	0	6	0
		ペルー	2	0	2	0	2	0	2	0
	バナナ (果肉)	エクアドル	4	0	2	0	2	0	4	0
		フィリピン	6	0	5	0	5	0	6	0
ペルー		2	0	1	0	1	0	2	0	
小 計		24	0	20	0	20	0	24	0	
加工品	ホシイモ	中国	5	0	5	0	5	0	5	0
	ホシガキ	中国	1	0	1	0	1	0	1	0
	乾燥果実	フィリピン	1	0	1	0	1	0	1	0
		中国	-	-	1	0	1	0	1	0
		日本	1	0	1	0	1	0	1	0
	マーマレード類	フランス	2	1	2	0	2	0	2	0
	果実ジュース類	アメリカ	1	0	1	0	1	0	1	0
		オーストラリア	1	1	1	0	1	0	1	1
		日本	1	0	1	0	-	-	1	0
	穀類加工品	オランダ	1	0	1	0	1	0	1	0
	梅干加工品	日本	1	0	1	0	-	-	1	0
菓子類	日本	2	0	2	0	-	-	2	0	
食肉製品	チリ	-	-	-	-	-	-	1	0	
小 計		17	2	18	0	14	0	19	1	
容器類	割箸・串類	中国	5	0	5	0	5	0	5	0
		不明	2	0	2	0	2	0	2	0
小 計		7	0	7	0	7	0	7	0	
合 計		151	76	123	2	119	0	128	1	

表 9-2-2 防ばい剤を検出した内訳

品名	原産国	検出値	品名	原産国	検出値	
オレンジ (全果)	アメリカ	イマザリル：0.0011ppm	グレープフルーツ (全果)	南アフリカ	イマザリル：0.0011ppm	
	アメリカ	イマザリル：0.0017ppm		南アフリカ	イマザリル：0.4ppm	
	アメリカ	イマザリル：0.0011ppm		南アフリカ	イマザリル：0.7ppm	
	アメリカ	イマザリル：0.0012ppm		南アフリカ	イマザリル：0.5ppm	
	アメリカ	チアベンダゾール：0.0017ppm		南アフリカ	イマザリル：1.1ppm	
		イマザリル：1.2ppm		南アフリカ	チアベンダゾール：0.0034ppm	
	アメリカ	チアベンダゾール：1.1ppm		南アフリカ	イマザリル：1.1ppm	
	アメリカ	イマザリル：0.88ppm		南アフリカ	イマザリル：0.49ppm	
	アメリカ	イマザリル：0.64ppm		グレープフルーツ (果肉)	南アフリカ	イマザリル：0.04ppm
	アメリカ	チアベンダゾール：0.62ppm		南アフリカ	イマザリル：0.01ppm	
		イマザリル：1.2ppm	クレメンタイン (全果)	チリ	イマザリル：3.9ppm	
	アメリカ	イマザリル：1.0ppm	スイーティー (全果)	イスラエル	イマザリル：1.4ppm	
	アメリカ	チアベンダゾール：1.7ppm		イスラエル	チアベンダゾール：2.9ppm	
		イマザリル：1.7ppm		イスラエル	イマザリル：2.5ppm	
	アメリカ	チアベンダゾール：1.5ppm		イスラエル	チアベンダゾール：3.7ppm	
	アメリカ	イマザリル：0.96ppm		イスラエル	イマザリル：2.8ppm	
	アメリカ	チアベンダゾール：0.0021ppm	イスラエル	チアベンダゾール：0.0041ppm		
	アメリカ	イマザリル：0.52ppm	イスラエル	イマザリル：0.55ppm		
	アメリカ	チアベンダゾール：0.0015ppm	スイーティー (果肉)	イスラエル	チアベンダゾール：0.0017ppm	
		イマザリル：0.38ppm		イスラエル	イマザリル：0.03ppm	
アメリカ	チアベンダゾール：0.0003ppm	イスラエル		イマザリル：0.04ppm		
アメリカ	イマザリル：1.1ppm	イスラエル	チアベンダゾール：0.2ppm			
アメリカ	チアベンダゾール：0.0004ppm	ライム (全果)	メキシコ	イマザリル：0.32ppm		
	イマザリル：1.2ppm	ライム (果肉)	メキシコ	イマザリル：0.02ppm		
アメリカ	チアベンダゾール：0.0020ppm	レモン (全果)	アメリカ	イマザリル：0.0016ppm		
	イマザリル：0.0030ppm		アメリカ	イマザリル：0.0012ppm		
オーストラリア	チアベンダゾール：0.0011ppm	アメリカ	チアベンダゾール：0.0007ppm			
	イマザリル：3.7ppm		アメリカ	イマザリル：0.002ppm		
オーストラリア	チアベンダゾール：0.7ppm	アメリカ	イマザリル：1.9ppm			
	イマザリル：1.4ppm	アメリカ	イマザリル：0.85ppm			
チリ	チアベンダゾール：0.0015ppm	アメリカ	イマザリル：0.94ppm			
南アフリカ	イマザリル：1.1ppm	アメリカ	チアベンダゾール：0.0006ppm			
	イマザリル：0.7ppm		アメリカ	イマザリル：1.1ppm		
オレンジ (果肉)	アメリカ	イマザリル：0.01ppm	アメリカ	チアベンダゾール：0.0005ppm		
	アメリカ	イマザリル：0.03ppm		アメリカ	イマザリル：0.01ppm	
	アメリカ	イマザリル：0.03ppm	アメリカ	チアベンダゾール：0.0021ppm		
	チリ	イマザリル：0.02ppm		アメリカ	イマザリル：0.08ppm	
グレープフルーツ (全果)	アメリカ	イマザリル：0.2ppm	アメリカ	チアベンダゾール：0.0013ppm		
	アメリカ	チアベンダゾール：0.2ppm		アメリカ	イマザリル：0.58ppm	
	アメリカ	イマザリル：1.1ppm	アメリカ	イマザリル：0.04ppm		
		チアベンダゾール：1.7ppm	アメリカ	イマザリル：0.98ppm		
	アメリカ	イマザリル：0.0022ppm	アメリカ	チアベンダゾール：0.0008ppm		
	アメリカ	イマザリル：0.0009ppm		アメリカ	イマザリル：0.04ppm	
	アメリカ	チアベンダゾール：0.0011ppm	アメリカ	チアベンダゾール：0.002ppm		
		イマザリル：0.0006ppm	アルゼンチン	イマザリル：3.3ppm		
	アメリカ	オルトフェニルフェノール：0.0006ppm	チリ	イマザリル：0.7ppm		
	アメリカ	イマザリル：0.0013ppm	南アフリカ	イマザリル：0.68ppm		
	アメリカ	チアベンダゾール：0.0018ppm	レモン (果肉)	アメリカ	イマザリル：0.04ppm	
		イマザリル：0.0010ppm		アメリカ	イマザリル：0.08ppm	
	アメリカ	チアベンダゾール：0.0024ppm		アメリカ	イマザリル：0.13ppm	
	アメリカ	イマザリル：1.1ppm	南アフリカ	イマザリル：0.02ppm		
		チアベンダゾール：0.8ppm		グレープフルーツ ジュース	オーストラリア	イマザリル：0.16ppm
	アメリカ	イマザリル：1.2ppm	フルーツブレッド	フランス	イマザリル：0.02ppm	
	アメリカ	チアベンダゾール：1.1ppm		アメリカ	チアベンダゾール：0.0001ppm	
	アメリカ	イマザリル：0.03ppm	アメリカ	チアベンダゾール：0.0006ppm		
	アメリカ	チアベンダゾール：0.0006ppm		アメリカ	イマザリル：1.6ppm	
	アメリカ	イマザリル：1.6ppm	アメリカ	チアベンダゾール：0.0018ppm		
チアベンダゾール：0.0018ppm		アメリカ		イマザリル：1.2ppm		
アメリカ	イマザリル：1.2ppm	アメリカ	オルトフェニルフェノール：0.0011ppm			
アメリカ	チアベンダゾール：0.0008ppm		アメリカ	チアベンダゾール：0.0008ppm		

第3節 食品中に残留する動物用医薬品の検査結果

動物用医薬品とは、牛、豚、鶏等の畜産動物や養殖魚に対して、病気の予防や治療等のために飼育段階で使用される抗菌性物質、ホルモン剤、駆虫剤等の総称である。

食品は抗生物質を含有してはならないこと、また、食肉、食鳥卵及び魚介類は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならないことが成分規格として定められている。ただし、例外として33品目の動物用医薬品については、食品中の残留基準値が設定されている。

東京都では残留動物用医薬品について、都内に流通する畜産物及び魚介類を対象として検査を実施している。また、と畜場においては、と畜段階で検査を実施している。平成17年度の検査結果は以下の通りであった。

1 実施期間

平成17年4月から平成18年3月まで

2 実施機関

食品監視課、健康安全研究センター、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所

3 検査機関

健康安全研究センター、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所

4 検査項目(表9-3-1)

抗菌性物質25種、内寄生虫駆除剤12種、ホルモン剤9種 計46項目

5 検査対象品目(表9-3-2、表9-3-3、表9-3-5)

- (1) 畜産物：食肉、食鳥卵、乳類等 計393検体
- (2) 魚介類：海水魚、淡水魚、貝類等 計198検体
- (3) と畜段階での検査

牛、豚 計599頭、1,793検体

6 検査結果(表9-3-2から表9-3-6)

畜産物及び魚介類の検査結果を表9-3-2から表9-3-4に示した。基準値を越す検体はなかった。

と畜段階での検査結果について、表9-3-5及び表9-3-6に示した。含有してはならない抗生物質を検出した豚5検体について、法第11条第2項違反として措置した。

表9-3-1 動物用医薬品の検査項目

分類		動物用医薬品
抗菌性物質 (25種)	抗生物質 (4種)	マクロライド系、テトラサイクリン系、ペニシリン系、アミノグリコシド系
	合成抗菌剤 (21種)	スルファメラジン、スルファジミジン、スルファモノメトキシ、スルファジメトキシ、スルファキノキサリン、エンロフロキサシン、ナリジクス酸、オキシリン酸、ピロミド酸、ジフラゾン、フラゾリドン、カルバドックス、クロピドール、デコキネート、ナイカルバジン、ピリメタミン、チアンフェニコール、フロルフエニコール、オルメトプリム、トリメトプリム、マラカイトグリーン
内寄生虫駆除剤 (12種)		チアベンダゾール、トリクラベンダゾール、フルベンダゾール、イベルメクチン、エブリノメクチン、モキシデクチン、クロサンテル、ジクラズリル、レバミゾール、5-ブピルスルホニル-1H-ベンズイミダゾール-2-アミン、モネンシン、ラサロンド
ホルモン剤 (9種)	天然型 (3種)	テストステロン、プロゲステロン、エストラジオール
	合成型 (6種)	α-トレンボロン、β-トレンボロン、ヘキセストロール、ゼラノール、メレンゲストロールアセテート、ジエチルスチルベストロール

表 9-3-2 畜産物中に残留する動物用医薬品の検査結果（()内は検出検体数）

食品名			抗菌性物質		内寄生虫 駆除剤	ホルモン剤	
			抗生物質	合成抗菌剤		天然型	合成型
			検体数	検体数	検体数	検体数	検体数
畜産物	牛	肉	32	32	32	20 (2)	20
		肝臓	10	10	10		
		腎臓	10	10	10		
	豚	肉	48	48	42		
		肝臓	11	11	11		
		腎臓	10	10	10		
		心臓	1	1	1		
		舌	1	1	1		
		豚肉加工品	1	1	1		
		鹿肉	1	1	1		
	その他の畜肉	ウサギ肉	1	1	1		
		鶏肉	61	61	60		
	食鳥	ウズラ肉	1	1	1		
		ホロホロ鳥肉	1	1	1		
		鴨肉	3	3	3		
		合鴨肉	1	1	1		
		鳩肉	1	1	1		
		鶏卵	39	39	39		
	卵	液卵	3	3	3		
		凍結卵	2	2	2		
		生乳	20	20	20		
	乳類	牛乳	98				
		低脂肪牛乳	21				
		蜂蜜	15	15			
	その他	蜂蜜加工品	1	1			
		合計	393	274	251	20 (2)	20

表 9-3-3 魚介類中に残留する動物用医薬品の検査結果（()内は検出検体数）

食品名			抗菌性物質		食品名			抗菌性物質	
			抗生物質	合成抗菌剤				抗生物質	合成抗菌剤
			検体数	検体数				検体数	検体数
海水魚 (海産動物 を含む)	アナゴ加工品		1	淡水魚	アマゴ	2	2		
	イサキ	1	1		アユ	6	6		
	エビ(注1)	16	16		イワナ	4	4		
	カワハギ	1	1		ウナギ	35	36		
	カンパチ	8	7		ウナギ加工品	11	48		
	クロソイ	1	1		コイ	1	1		
	クロマグロ	1	1		トラウト	3	3		
	サケ(注2)	7	7		ニジマス	4	4		
	シマアジ	7	7		ハゼ加工品	1	1		
	スズキ	5	5		ヤマメ	9	9		
	タイ	9	8		貝	アカガイ	1	1	
	トラフグ	1	1			カキ	1	1	
	ハタ(注3)	2	2			トコブシ	2	2	
	ハマチ	5	4			ホタテガイ	1	1	
	ヒラマサ	2	2		合計	159 (2)	193		
	ヒラメ	9 (2)	7		(注1) エビにはクルマエビ、ブラックタイガー、キジエビ、バナナエビを含む。				
	ブリ	1	1		(注2) サケにはベニサケ、キングサーモン、アトランティックサーモンを含む。				
	ホヤ	1	1		(注3) ハタにはチャイロマルハタ、マハタを含む。				
	マサバ	1	1						

表 9-3-4 検査で検出した物質の内訳

食品名	原産国	物質名	検出値	残留基準	
畜産物	牛肉	オーストラリア	プロゲステロン	26ppb	(注)
	牛肉	オーストラリア	プロゲステロン	19ppb	(注)
魚介類	ヒラメ	韓国	オキシテトラサイクリン	0.0416ppm	0.2ppm
	ヒラメ	韓国	オキシテトラサイクリン	0.0218ppm	0.2ppm

(注) プロゲステロンについて、残留基準値は設けられていない。

表 9-3-5 と畜段階における残留抗菌性物質の検査結果

	検査頭数	抗生物質		合成抗菌剤	
		検体数	検出数	検体数	検出数
牛	290	870		870	
豚	309	923	5	923	
合計	599	1,793	5	1,793	

表 9-3-6 と畜段階における検査で検出した残留抗菌性物質の内訳

畜種	部位	物質名	残留基準
豚	肝臓	テトラサイクリン系抗生物質を検出 (注)	含有してはならない
豚	腎臓	テトラサイクリン系抗生物質を検出 (注)	含有してはならない
豚	筋肉	テトラサイクリン系抗生物質を検出 (注)	含有してはならない
豚	肝臓	テトラサイクリン系抗生物質を検出 (注)	含有してはならない
豚	腎臓	テトラサイクリン系抗生物質を検出 (注)	含有してはならない

(注) オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン以外のテトラサイクリン系抗生物質を検出した。

食品衛生関係事業報告

登録番号 (18) 295

平成18年版

平成19年3月発行

編集・発行 東京都福祉保健局健康安全室食品監視課

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話番号 03-5320-4401

印刷 東京都大田福祉工場